

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	健康増進事業の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千歳市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 【令和8年1月19日更新】

特記事項

健康増進事業の実施に関する事務では、事務の一部を外部業者へ委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約約款に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

千歳市長

公表日

令和8年2月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	<p>1. 事務の概要 健康増進法の規定に基づき、がん検診等の各種健康診査業務を行っている。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <p>①各種健診対象者の抽出(年齢、性別、過去の健診受診歴、加入している健康保険の種類) ②検(健)診受診券の作成 ③検(健)診結果表の作成 ④精密検査対象者の抽出 ⑤精密検査受診結果の処理</p> <p>健康増進事業の実施に関する事務では、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号 以下「番号法」という。)別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受診者情報、健康診査情報、各種がん検診情報、精密検査情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 ・別表 百十一の項</p> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第54条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27条)第19条第8号、別表第二の102の2の項</p> <p>【情報照会】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27条)第19条第8号、別表第二の102の2の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	千歳市保健福祉部市民健康課
②所属長の役職名	市民健康課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北海道千歳市総務部総務課情報公開係 (北海道千歳市東雲町2丁目34 電話0123-24-3131)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北海道千歳市総務部総務課情報公開係 (北海道千歳市東雲町2丁目34 電話0123-24-3131)
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p> </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会できる職員が必要最小限となるようアクセス制限を設定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月13日	I 5 ①部署	保健福祉部健康指導課	保健福祉部市民健康課	事後	
平成28年6月13日	I 5 ②所属長	健康指導課長	市民健康課長	事後	
平成28年6月13日	I 8 連絡先	保健福祉部健康指導課市民健康係	保健福祉部市民健康課市民健康係	事後	
令和1年6月28日	I 5 ②所属長の役職名	市民健康課長 本間 睦美	市民健康課長	事後	
令和1年6月28日	II-1 しきい値判断項目	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 しきい値判断項目	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	
令和2年5月18日	II-1 しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月18日	II-1 しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年7月27日	II-1 しきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月27日	II-2 しきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月27日	IV-8 監査	自己点検、内部監査	自己点検	事後	
令和4年1月17日	I 1 ②事務概要	1. 事務の概要 2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内	「健康増進事業の実施に関する事務では～」を追加	事前	
令和4年1月17日	I 1 ③システムの名称	市民健康診断健康管理システム	「中間サーバー」を追加	事前	
令和4年1月17日	I 4 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年1月17日	I 4 ②法令上の根拠	なし	「②法令上の根拠」に記載のとおり	事前	
令和4年1月17日	IV-6 情報提供ネットワークとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	
令和4年1月17日	IV-6 情報提供ネットワークとの接続 目的外の入手が行われ		十分である	事前	
令和4年1月17日	IV-6 情報提供ネットワークとの接続 不正な提供が行われ		十分である	事前	
	II-1 しきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
	II-2 しきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和8年1月19日	II-2 しきい値判断項目	令和4年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和8年1月19日	3 個人番号の利用	・別表第一 76の項	・別表 百十一の項	事後	